

資料 2－4

[令和3年8月30日 太陽電池部会資料]

環保第 383 号

令和 3 年（2021 年）7 月 26 日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価準備書」

についての熊本県知事意見及び留意事項等について（通知）

このことについて、電気事業法（平成 9 年法律第 81 号）第 46 条の 13 の規定により、別添のとおり環境保全の見地から意見を述べます。

また、適切な文章表現やデータの精度確保等、環境影響評価書を作成する上で留意すべき事項等を別紙のとおり取りまとめましたので、御配意いただきますようお願いいたします。

「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価準備書」についての熊本県知事意見

環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

〔水環境〕

- (1) 調整池からの排水が河川合流地点での水温に与える影響について、予測する必要があるか検討すること。
- (2) 水の濁りの影響の低減や災害防止の観点から、調整池に堆積した土砂は、堆積量に関わらず、梅雨入り前に定期的な浚渫を行う計画とすることができないか検討すること。
- (3) 対象事業実施区域は、熊本地域の重要な地下水かん養域であることから、盛土部以外における雨水浸透施設等の設置により、さらなる地下水保全への配慮について検討すること。

〔その他の環境〕

〈反射光〉

- (1) 植林した樹木の成長によって反射光を遮蔽し、その影響を低減する計画であるが、植林条件や土壌条件等によっては十分な成長が期待できない場合がある。このことから、樹木の成長が不十分な場合は追加の対策を検討すること。

〔動物・植物・生態系〕

〈植物〉

- (1) 改変区域に生育している重要な植物において、一部の個体が消失すると予測されているものについては、種子の採取や類似した環境への移植等の適切な環境保全措置を検討すること。

〔景観・人と自然との触れ合いの活動の場〕

〈景観〉

- (1) 対象事業実施区域周辺には、阿蘇外輪山等の雄大な景観資源が存在していることから、太陽光パネルや付帯設備等の色彩の検討にあたっては、景観に調和したものとなるよう努めること。

「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価準備書」
 についての留意事項等

環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項に留意されたい。

(1) 留意事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p2-16	太陽光パネルの設置範囲の緑化にあたっての留意点	河川への土砂流出防止の観点から、計画的に太陽光パネルの設置範囲の緑化を行うこと。
p3-3	気象概況に関する記載	熊本空港出張所や平真城雨量局の時間最大降水量等のデータについて追記すること。
p3-5以降	大気関係の調査結果として引用する資料	大気に関する熊本県の調査結果を引用する場合は、「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書」の最新版を用いること。
p3-12 p3-23等	水質関係の調査結果として引用する資料	水質に関する熊本県の調査結果を引用する場合は、「水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」の最新版を用いること。
p3-14	水生生物保全環境基準に関する記載	表3-11の環境基準の注釈1について、令和2年5月29日付け熊本県告示第454号により、合志川全域が生物B類型に指定され、令和2年7月1日から施行されているため、これを踏まえた記載とすること。
p3-78	交通の状況に関する記載	令和2年（2020年）10月に開通した国道57号北側復旧ルートの開通後の交通に関するデータについても掲載すること。
p3-91	環境関連法令等による規制等の状況に関する記載	表3-56において、熊本県地下水保全条例の参照図・表が「表3-90、表3-97」となっているため、「表3-90～表3-97」までが該当することがわかる記載とすること。
p3-95	騒音に係る環境基準の地域指定についての記載	表3-61の備考は、平成31年（2019年）の熊本県告示第338号により、熊本県内の全ての町村に適用される地域指定であることがわかる記載とすること。
p3-129	土壌汚染に関する規制についての記載	本事業は、一定規模以上の土地（3,000m ² ）の形質を変更するものであることから、土壌汚染対策法に基づく手続きについての記載を再検討すること。
p3-140	砂防指定地等の指定状況	「砂防指定地」、「急傾斜地崩壊危険区域」、

該当頁	該 当 事 項	内 容
	況の確認等	「地すべり防止区域」については、指定の追加等があるため、最新の資料で指定状況を確認すること。
p4-4等	大気環境基準の達成状況についての記載	第4章の記載は、配慮書時点でのデータ等をもとにしたものであり、必ずしも最新のデータが掲載されているわけではないため、そのことがわかる注釈等を付けること。
p12-18	交通量等の調査結果に関する記載	大型車の交通量が150台前後とあるが、平均台数は163台であるため、記載を見直すこと。
p12-61	振動ピックアップの図示	図12.1.2-4の道路横断面図について、騒音測定器のほかに、振動ピックアップの位置を追記すること。
p12-67	騒音の予測条件に関する記載	騒音の予測は、道路が密粒舗装であると想定して実施されたものであることがわかるような記載とすること。
p12-85	河川の水質環境基準に関する記載	藤巻橋に適用される水質の環境基準について、生活環境の保全に関する環境基準に基づくものであることがわかるような記載とすること。
p12-88	降水量データに関する記載	表12.1.4-2及び図12.1.4-3について、古城雨量局の降水量データであることがわかるように出典を記載すること。
p12-90	浮遊物質量の調査結果に関する記載	浮遊物質量の変動について、河床に堆積した浮遊物質の流出や国道57号北側復旧ルート工事の影響など、根拠が不十分な推測に基づいた記載が見られるため、表現を見直すこと。
p12-91等	水質調査時の降水量データの記載	図12.1.4-4から図12.1.4-6において、調査時間帯以降の24:00まで降水量を示すこと。
p12-119等	降雨強度条件に関する記載	降雨強度の参考②で「熊本南部豪雨災害時」が挙げられているが、56mm/hというのは古城雨量局で観測された最大値であって、実際に球磨地方で観測された雨量ではないため、誤解を与えない表現を検討すること。
p12-119等	調整池の流出係数の設定根拠に関する記載	表12.1.4-11等における流出係数の設定について、「浸透能大」と判断した根拠を記載すること。
p12-311等	動物及び生態系に対する環境保全措置	環境保全措置の1つとして、低騒音型の建設機械等の使用が挙げられているが、このことによって動物への影響が低減するかどうかは十分に明らかではないため、表現を見直すこと。

該当頁	該 当 事 項	内 容
p12-510 等	除草剤等を使用する条件の明記	「可能な限り農薬等の除草剤は使用しない」という方針について、どのような場合に事業所内で除草剤等を使用せざるを得ないと判断されるのか、その条件を記載すること。

(2) 修正事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p3-15 等	水質測定結果の記載	表 3-12 の備考において、「定量下限値未満」とある箇所は、「報告下限値未満」に修正すること。
p3-23	地下水の水質調査の概要に関する記載	表 3-16 における新規概況調査の調査回数は「平成 30 年度のみ 1 回実施」に修正すること。
p3-25	地下水の水質調査結果の記載	表 3-17 の平成 29 年度の値で「<0.000」となっている項目は「<0.0001」に修正すること。
p3-97	水質汚濁に係る環境基準に関する記載	「合流する合志川は A 類型」とある箇所について、「合流する合志川は A 類型（生活環境の保全に関する環境基準）」に修正すること。
p3-99	地下水の水質汚濁に係る環境基準に関する記載	表 3-65 の備考 3 において、「規格 K10102」は「規格 K0102」に修正すること。
p3-108	自動車騒音の要請限度の区分に関する記載	表 3-75 の a 区域に該当する騒音に係る環境基準の類型区分について、熊本県に「AA 地域」の指定はないため、これを削除すること。
p3-115	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準に関する記載	「健康項目については県下全域に設定され」となっている箇所は、「健康項目については一部の特定事業場を除き県下全域に設定され」と追記すること。
p3-119	表のタイトル	表 3-86 のタイトルの「平均排水量」は「日平均排水量」に修正すること。
p3-127	熊本県地下水保全条例の重点地域に関する記載	表 3-95 の地域名は「熊本地域」に修正すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
p10-8	環境影響評価の項目として選定しない理由に関する記載	表 10.1-4 の環境影響評価の項目として選定しない理由の建設機械の稼働に関する記載において、「苦情等は発生しない」とある箇所は「苦情等は発生していない」に修正すること。
p10-28	日降水量に関する記載	図 10.2-5 の備考の日降水量は、「熊本空港出張所」のデータではなく、「古城雨量局」のデータに修正すること。
p12-71 等	騒音の単位の記載	「db」となっている箇所は「dB」に修正すること。
p12-74	振動に関する記載	表 12.1.3-1 の備考) 1 について、「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 2 の規定」にも基づくものであるため、記載を修正すること。
要約書 p56	引用した資料の記載	図 3-7 の備考は、準備書 p3-71 の図 3-34 と同じ出典に修正すること。
要約書 p135	表のタイトルの記載	表 5-6 (3/3) の名称について、「水質（地形改変及び施設の存在に係る水の濁り）の結果概要」となっている箇所は、「水質（造成等の施工による一時的な影響に係る水の濁り）の結果概要」に修正すること。
要約書 p140	表のタイトルの記載	表 5-9 の名称について、「地下水（地形改変及び施設も存在に係る涵養量）の結果概要」となっている箇所は、「地下水（地形改変及び施設の存在に係る涵養量）の結果概要」に修正すること。

(3) 指導・要望事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p2-2	事業予定地の土地取引に関する留意点	事業用地を土地売買契約等で取得した場合には、契約締結日から 2 週間以内に知事へ届出（提出先：大津町都市計画課）が必要となる場合がある。なお、土地売買等届出書の提出後は、県から開発に際しての留意事項等について通知する場合があるため、留意すること。
p2-39	供用開始後の運転管理	対象事業実施区域周辺の地下水への配慮として、農薬等の除草剤の使用を検討する場合は、

該当頁	該 当 事 項	内 容
		地域住民等の意向を確認するよう努めること。
p2-39	浚渫土砂等の処分	調整池から浚渫した土砂や除草作業で発生した刈草等は適切に処分すること。
p3-92	森林法に係る手続き	森林法第5条に基づく地域森林計画の対象となっている民有林（保安林除く）を全体計画で1haを超えて開発する場合は、林地開発許可が必要となるため、林地開発許可基準に則した計画とすること。また、太陽光発電施設の設置については、開発規模が10ha以上の場合、森林審議会に意見を聴く必要があることに留意すること。なお、手続きにあたっては県北広域本部林務課に事前相談すること。
p3-140 等	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する手続き	「砂防指定地」、「急傾斜地崩壊危険区域」及び「地すべり防止区域」内で、土地の掘削等の制限行為を行う場合には、法令に基づき、事前に許可が必要となるため、所管の県北広域本部土木部に申請すること。 なお、対象事業実施区域に砂防指定地（指定溪流）が含まれているため、留意すること。
p3-155	文化財等に関する手続き	事業実施想定区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地がないため、文化財保護法第9条第3項に基づく届出は不要である。 なお、出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、関係市町村教育委員会に連絡すること。
p12-131	水質に係る環境保全措置	工事の実施にあたって、事故による重機由来の油等の発生や想定外経路からの汚水流出の可能性を考慮した対策について検討し、実施することとした対策を図書に記載すること。
p12-133	地下水の環境監視	地下水の環境監視において、本事業による影響が示唆された場合は、監視期間の延長や原因究明の実施等の追加の対策を検討すること。
p12-407	害獣被害への対策	事業実施に伴い、周辺の野生動物の生息環境が変化し、農畜産物への被害が生じる可能性があるため、十分な対策を検討すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
p12-531	水害対策	対象事業実施区域の下流域の住民は、水害の発生に不安を感じているため、事業実施により水害の被害を助長することのないよう十分な対策を検討すること。
p12-531 以降	水象に係る協議	調整池計画の詳細については、環境影響評価手続きだけでなく、別途、森林法に基づく林地開発行為許可に伴う調整池協議の中でも確認するため、留意すること。
—	協定の締結	関係許認可手続き後、施工開始までに熊本県及び大津町と事業者による「メガソーラー発電建設事業に関する協定書」の締結について検討すること。